

## 日病薬認定指導薬剤師の更新申請に関するQ&A（その2）

Q 1 日病薬認定指導薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、更新条件を満たさず、その年に更新申請をしませんでした。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか？

A 1 認定期間満了後2年間は、更新申請の有無、更新審査の有無に関わらず、更新条件を満たした場合に更新申請し審査を受けることができます。ただし認定期間満了後、更新認定されるまでは、「日病薬認定指導薬剤師」を呼称することはできません。

例：平成28年3月31日に認定期間を満了する場合は、平成27年度、平成28年度、29年度の更新申請をすることが可能です。平成28年度に更新認定された場合の認定期間は、「平成29年4月1日～平成35年3月31日」です。

更新申請する際に、更新申請しなかった理由を記載した説明文書（書式自由）を添付してください。薬学教育委員会で、個別に審査いたします。  
なお、認定期間満了後2年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。また、出産・育児などの休職等の理由により勤務が中断した場合は、中断期間に関わらず別途個別に審査いたします。

例：平成28年3月31日に認定期間が満了し、平成29年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、11月に案内を行う予定ですので、申請期間等について十分ご留意下さい。

Q 2 日病薬認定指導薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、その年に更新申請を忘れてしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか？

A 2 Q 1の回答と同じです。

Q 3 日病薬認定指導薬剤師の更新において、認定期間が満了し、その年に更新申請をしましたが、不認定となってしまいました。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか？

A 3 Q 1の回答と同じです。